

札幌市円山動物園動物福祉規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌市動物園条例（以下、「条例」という。）第8条第2項に基づき円山動物園が遵守すべき動物福祉に関する必要事項を定め、良好な動物福祉を確保することを目的とする。

(動物福祉の向上に向けた責務)

第2条 円山動物園は、動物の飼育管理にあたり、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関して動物福祉基準を整備し、本基準に基づき動物の飼育管理及び施設運営を行わなければならない。

2 円山動物園の職員は、動物福祉の向上を図るための研修会及び講習会に定期的に参加するほか、知識の向上等を図らなければならない。

(動物福祉の自己評価)

第3条 円山動物園は、条例第8条第2項に基づく飼育動物における動物福祉の自己評価を、1年に1回以上、実施しなければならない。

2 自己評価は、動物専門員が持つ動物の飼育に関する考え方や取組の整理及び動物の状態や施設整備状況などの評価を実施し、その方法は、円山動物園職員の知識や技術等の向上が図られるような方法としなければならない。

3 園長は、第1項の自己評価を実施するため、園内に動物福祉評価委員会を組織する。

4 動物福祉評価委員会の委員は、園長を委員長とし円山動物園職員の中から選出することとする。

5 動物福祉評価委員会の運営及び自己評価の方法等については、別に園長が定めることとする。

(教育（ふれあい）)

第4条 円山動物園は、利用者に対し動物に直接接触する機会（ふれあい）を提供する場合、良好な動物福祉を確保するとともに、あらかじめその実施内容について市民動物園会議の承認を得なければならない。

2 前項の承認については、別紙様式1により審議を依頼するものとする。

(調査研究)

第5条 円山動物園は、調査研究を実施する場合は、事前に実施内容について内部で評価しなければならない。ただし、飼育下の動物を対象とする場合であって、糞便の採取など動物福祉に影響しない場合は除く。

2 調査研究の対象が野外の野生動物を対象とする場合は、対象種と環境に与える影響を最小限としなければならない。

(関連法令の遵守等)

第6条 円山動物園の職員は、動物の収集・輸送・飼育・研究・展示を行う場合は、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努め、動物福祉基準に基づいたものとする。

2 円山動物園の職員は、動物の飼育及び展示にあたり、特に「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律105号)及び「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(平成16年告示第33号)を正しく認識し、その遵守に努めること。

3 円山動物園の職員は、関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。

(安楽死処置)

第7条 円山動物園は、以下の条件のいずれかに該当した場合に、対象傷病動物の生活の質に重点を置き、飼育動物を安楽死処置とするかについて検討することとする。

(1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。

(2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。

(3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復する見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。

(4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、置かれた状況において安楽死処分が最善であると二人以上の獣医師が判断した場合。

(5) 人や他の動物に蔓延する可能性がある感染症が疑われ、感染拡大を防ぐ方法とし

て、その動物を淘汰することが最も適切であると二人以上の獣医師が判断した場合。

(6) 突発的な事故により、動物が回復不可能と予想される傷病を負い、著しく動物が苦痛を感じていると予想されると二人以上の獣医師が判断した場合。

(7) 保護搬入された傷病野生動物において、野生復帰が困難であり、かつ当園で終生飼育することが困難であると飼育担当者、獣医師が判断した場合において、石狩振興局との協議により安楽死処置が妥当と判断された場合。

2 前項(7)に該当する場合を除き、安楽死処置の実施にあたっては、事前に市民動物園会議の意見を聴くことし、実施後は市民動物園会議への実施報告及び一般への公表を必要とする。ただし、前項(5)または(6)に該当する場合は、市民動物園会議への意見聴取を省略できる。

3 安楽死処置の際の具体的な意思決定方法については、安楽死処置実施ガイドラインにて定める。

(市民動物園会議による評価)

第8条 園長は、条例第12条第1項に基づく評価を受けるために、第3条で定める自己評価の結果を市民動物園会議に提出するとともに、市民動物園会議による施設の視察及び職員への聞き取り等に応じることとする。

附則

1 本規程は、令和5年3月9日より施行する。

2 本規程は、1年ごとに見直し、必要に応じて更新することとする。

利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組に係る審査申請書

市民動物園会議 委員長 殿

札幌市円山動物園長

下記の、利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組について、実施の承認を申請します。

記

1 取組の名称	
2 実施期間	
3 実施場所	
4 利用する動物	
5 利用者の属性	
6 具体的な内容 (頻度、方法など)	
7 動物福祉を確保 するための考え方	
8 実施責任者	所属： 氏名：
9 備考	